

## 学習院大学法科大学院自己点検・評価規程

2007年4月1日施行

### 第1条（趣旨）

この規程は、法科大学院の教育研究水準の維持向上を図り、その設立の目的及び社会的使命を達成するため、法科大学院の教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（自己点検・評価の事項）

自己点検・評価は、次の各号に掲げる事項について行う。

- 一 法科大学院の理念・目的
- 二 教育の内容及び方法
- 三 成績評価及び修了認定
- 四 入学者選抜
- 五 学生の支援体制
- 六 教員組織
- 七 管理運営
- 八 施設、設備及び図書館
- 九 社会への対応

### 第3条（自己点検・評価委員会）

法科大学院に、次の各号に掲げる事項を行うため、法科大学院自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 法科大学院の自己点検・評価の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。
- 二 法科大学院の自己点検・評価の実施に関すること。
- 三 法科大学院の自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。

### 第4条（委員会の構成）

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 法務研究科長
- 二 法務研究科主任
- 三 前2号以外の法務研究科運営委員会委員
- 四 その他法務研究科長が特に必要と認めた者

### 第5条（委員長）

委員会に委員長を置く。委員長は、法務研究科長とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

#### 第6条（自己点検・評価報告書作成後の対応）

法務研究科長は、委員会の報告書に基づき、改善が必要と認められる事項については、その改善に努める。

#### 第7条（事務）

委員会の事務は、法務研究科長室において行う。

#### 第8条（文書の保管）

自己点検・評価に使用した文書等の保管については、学習院文書取扱規程の定めに従って行う。ただし、試験問題及び答案用紙については、自己点検・評価作業の終了後5年間保管するものとする。

#### 第9条（改正）

この規程の改正は、法科大学院教授会の議を経て行う。

#### 附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。